

長野市公告第 123号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）の縦覧について

地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該地域農業経営基盤強化促進計画（案）の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

令和8年3月9日

長野市長 荻原 健司

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の縦覧期間
自 令和8年3月9日
至 令和8年3月23日
- 2 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の縦覧場所
長野市役所農林部農業政策課（所在地：長野市大字鶴賀緑町1613番地）
- 3 地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対する意見書について
 - (1) 提出先
長野市農林部農業政策課
 - (2) 提出方法
郵便又はファックスによることとし、電話での意見は受けられません。
 - (3) 提出期限
令和8年3月23日
 - (4) 意見書の処理方法
 - ア 意見書の内容は、公表することがあります。ただし、特定の個人を識別する個人情報が含まれる場合等は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。
 - イ 意見書に対しては、個別の回答を行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を公示する際に意見の要旨を併せて公示します。
 - (5) 意見書の提出の際の留意事項
 - ア 個人の場合にあつては、住所、氏名及び連絡先を記載すること。
 - イ 法人にあつては、法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。
 - ウ 地域農業経営基盤強化促進計画の案以外に対しては、意見書を提出できないこと。